

官記書報會

贈呈

2013
No.36

- 座談会 書記官の座談会
- 座談会 最高裁総務局・人事局・情報政策課との座談会
- 実務研究 / 民事 人身保護請求事件における事務処理について
- 実務研究 / 民事 農地を巡る法律関係と競売手続
- 情報コーナー こちら M.I.N.F.O 最前線! (第2回)

最高裁判所図書館



1 0 0 1 1 0 0 2 5

日本裁判所書記官協議会

| | |
|------------------------------|---------------------------------|
| ◎ 巻頭言 | 1 |
| ◎ 座談会 | |
| 書記官の座談会 | 3 |
| 最高裁総務局・人事局・情報政策課との座談会 | 51 |
| ◎ 実務研究 / 民事 | |
| 人身保護請求事件における事務処理について | 多 田 栄 樹 89 古 川 良 一 |
| 農地を巡る法律関係と競売手続 | 岩 丸 伸 太 郎 172 橋 原 佳 佑 |
| ◎ 情報コーナー | |
| こちら M. I. N. F. O 最前線! [第2回] | |
| はじめての外国送達 | 田 路 裕 二 朗 217 勅使川原 一 之 |
| ◎ 本部と支部の交流だより | |
| 平成24年度高裁管内別支部交流会における意見 (集約) | 230 |
| 本部だより | 235 |
| 支部の講演会 | 237 |

座談会

最高裁総務局・人事局・情報政策課
との座談会

主催 日本裁判所書記官協議会
日時 平成25年5月27日(月)
場所 グランドアーク半蔵門

出席者

| 最高裁判所 | | | | 日本裁判所書記官協議会 | | | |
|-------|------|-----|----|-------------|----|-----|-----|
| 総務局 | 第一課長 | 小野寺 | 真也 | 会 長 | 佐藤 | 満 | 満 |
| 同 | 第二課長 | 大須賀 | 寛之 | 副 会 長 | 繁田 | 隆志 | 隆志 |
| 同 | 参事官 | 杜下 | 弘記 | 副 会 長 | 山添 | 春樹 | 春樹 |
| 同 | 第三課長 | 植村 | 直樹 | 事 務 局 長 | 古瀬 | 光彰 | 光彰 |
| 人事局 | 給与課長 | 朝倉 | 佳秀 | 総 務 部 長 | 中沖 | 美千代 | 美千代 |
| 同 | 参事官 | 永田 | 浩昭 | 経 理 部 長 | 金井 | 繁昌 | 繁昌 |
| 情報政策課 | 参事官 | 中尾 | 彰 | 企 画 調 査 部 長 | 増子 | 政恵 | 政恵 |
| | | | | 企 画 調 査 部 員 | 庵原 | 敦子 | 敦子 |

テーマ

- 1 書記官事務の整理の取組状況等について
 - (1) 取組の基本姿勢
 - (2) 資料（総論及び各論）の位置づけ
 - (3) 取組の課題と研修所との連携について
 - (4) 今後の予定等について
- 2 分野ごとの書記官事務の状況等について
 - (1) 民事・行政関係
 - ア 最近の民事事件の動向とそれに伴う書記官事務の状況等について
 - イ 判決原本等の国立公文書館への移管について
 - (2) 刑事関係
 - ア 最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況等について

- イ 裁判員制度の実施状況と書記官事務の状況等について
- ウ 被害者参加制度及び損害賠償命令制度の実施状況と書記官事務の状況等について
- (3) 家事・少年関係
 - ア 最近の家事事件の動向, 書記官事務の状況等について
 - イ 成年後見関係事件における書記官事務の状況について
 - ウ 最近の少年事件の動向, 書記官事務の状況等について
- 3 書記官事務に関する最近の動向について
 - (1) 書記官事務の環境整備について
 - ア 音声認識システムの運用状況等について
 - イ デジタル録音機の整備等について
 - (2) 録音反訳の運用状況と今後の課題について
 - (3) 帳簿諸票関係事務の現状及び問題点について
 - (4) 適正な事務の確保について
 - (5) 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」について
- 4 書記官の定員の状況について
- 5 書記官の給与上の諸問題等について
 - (1) 書記官全体の処遇について
 - (2) 級別定数関係について
 - ア 7級関係
 - イ 6級以下関係
 - ウ 官職増設関係
 - (3) 退職給与の改正等について
- 6 書記官の任用上の問題について
 - (1) 書記官任用試験及び主任書記官選考について
 - (2) 書記官の任用政策について
 - ア 主任書記官等のポストの増設について
 - イ 書記官の専門分野ごとの育成・配置について
 - ウ 他官庁への出向状況等について
 - エ 裁判所職員採用試験の変更について
 - ・ 「書記官養成部入所試験」「書記官任用試験」の受験資格の変更点の有無について
 - (3) 女性書記官の管理職登用について
 - (4) 再任用制度について
 - (5) ワーク・ライフ・バランスを踏まえた書記官のジョブローテーション、キャリアアップについて
 - (6) 産前・産後休暇, 育児休業制度における代替要員の確保について
- 7 メンタルヘルスについて
- 8 システム開発等と書記官事務について
 - (1) 裁判所における情報化の状況と課題について
 - (2) 情報化を推進する人材の育成について
 - (3) 民事裁判事務支援システム (MINTAS) の稼働状況及び導入予定について

- (4) 刑事裁判事務支援システム (KEITAS) の稼働状況について
 - (5) 家庭裁判所や簡易裁判所の情報化について
 - (6) 調停委員出勤管理プログラムの稼働状況について
 - (7) J・NET ポータルの充実について
 - (8) 情報セキュリティの職員への意識付けについて
9. 東日本大震災への対応状況について

古瀬事務局長

本日は、お忙しい中、日本裁判所書記官協議会のために御出席いただき、誠にありがとうございます。ありがとうございます。

ただ今から座談会を始めさせていただきます。開催に当たり、当協議会の佐藤会長から御挨拶申し上げます。

佐藤会長

本日は、この座談会に総務局から小野寺第一課長、大須賀第二課長、植村第三課長、杜下参事官、人事局から朝倉給与課長、永田参事官、情報政策課から中尾参事官に大変御多忙にも関わらず御出席いただきありがとうございます。

恒例となりましたこの座談会も、日本裁判所書記官協議会になってから8回目となり、今年度も開催させていただき運びとなりましたことに感謝申し上げます。また、平素から日本書協の諸活動に御理解と多大なお力添えをいただいておりますことにも、この機会をお借りして、厚くお礼申し上げます。

この座談会の結果は、今年も、7月に発行する会報書記官に掲載する予定としておりますが、最高裁において取り組まれている書記官に関する施策の動向や課題についてわかりやすく御説明いただいていることから全国各地の会員にとり、最も楽しみにし、期待をしている記事の一つであると伺っております。毎年、丁寧に最新のお話をさせていただいており、各局における御負担も大変重いものとなっているのではないかと推察しておりますが、会員の期待をお酌み取りいただき、今年も、是非、様々なお話をお伺いできればと思っております。

さて、平成25年度は、日本裁判所書記官協議会が全国書記官協議会と富士見同窓会を統合して誕生してからちょうど10年目の節目の年を迎えておりました。統合の当時はまさに、司法制度改革の真っ直中だったわけですが、そのような中で、裁判所書記官が司法制度の重要な担い手として更に資質、能力の向上を図って、司法に対する国民の期待に応えていくことがその務めであり、書記官の組織する団体が



佐藤会長

一つになって、その役割を果たすべく課題に邁進すべきであるとして、統合が実現したのです。

この間の一連の司法制度改革により、裁判所書記官の役割は大きく拡がり、IT化とも相まって、その職務の内容が劇的に変化してきました。私ども裁判所書記官はそのような変化に対応すべく、これらの改革の趣旨を十分に理解し、裁判官等と共に、適切かつ円滑な制度の運用に努めてまいりましたが、一方では、書記官がその本質を理解せずに適切でない事務処理をしている事例や、個々の事件の処理に当たり、裁判官等と、共通の認識をもたないまま、事務を行っている現状も見られるところです。

そのような状況の中で、総務局を中心に適正迅速な事件処理のために、全国的に書記官は事務の根拠と目的を理解し、裁判官等と意見交換をして、個々の事件において最も適切な事務を選択していく必要があるとの書記官事務の整理の取組が全国的に行われているところです。

日本書協では、毎年各高裁地区において支部交流会を実施しておりますが、今年は、いずれの地区においても、書記官事務の整理について意見交換がされ、この座談会でも是非話題として取り上げてほしいとの強い要望がありました。本日は、今、まさに全国的な取組が始められた、いわば旬の施策としての書記官事務の整理を始めとして、書記官事務に関連する最近の特徴的な状況や、定員関係、退職制度について大きな動きがあった、給与や任用上の施策、情報システムの最適化が進められているなどの情報システム関係の課題、最後に既に2年が経過しているにも関わらず、なかなか本格的な復興のすがたが見えてこない東日本大震災への裁判所における対応等、多岐、広範にわたる事項について最新の施策や課題について様々な角度からお話を伺えるとのことであり、とても楽しみにしております。

日本書協においては、昨年の秋から各高裁地区支部が連携しながら共通のテーマについ



て研究を行う「共同実務研究」を立ち上げ、現在、「非訟事件手続法と書記官事務」、「家事事件手続法と書記官事務」という2つのテーマで研究が進められています。この研究は、各地区支部から選定された研究員相互が全国的な各庁の実情や取扱いを踏まえた検討、意見交換等をしており、実務研究に広がりや奥行きを持たせた成果が期待できるのではないかと考えているところです。私どもとしては、書記官事務の整理の考え方を踏まえつつ、庁を超えて書記官が共同で実務研究を行う、このような枠組みの実務研究を続け、その成果を会員に還元していくことで全国の書記官の職務意識を向上させ、書記官事務の質を向上することにつなげることができないのではないかと考えております。

裁判所における書記官の役割はこの変革の時期を通じて、裁判所が国民の負託に応えていく上でも更に大きくなってきている状況のもと、日本書協としても、統合のときの大きな目標を常に忘れずに、全国の書記官が個々の事件の処理において適切な事務を行うことができるだけの「専門的な知識及び技能の向上」を目指して、共同実務研究など、積極的な活動を展開していきたいと考えており、是非、皆様方の御支援を賜りたいと思っております。

それでは、御出席の皆様からの元気の出るお話を伺えることを楽しみにして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

古瀬事務局長

これからの進行は、増子企画調査部長にお願いします。

1 書記官事務の整理の取組状況等について

増子企画調査部長

書記官事務の整理の取組状況についてお聞かせください。

杜下総務局参事官

まず、今書協の会員の方々にお伝えしたいのは、取組の基本的な姿というものを広くイメージとして共有させて頂きたいという点です。これまで色々と取組を進めてきた中で、率直なところ一番苦労したのは、この取組が如何なるものかの理解を共有することにあります。様々な層、職種にまたがっている方の中で共通認識を得ることの難しさの一番の原因は、それぞれのバックグラウンドが異なっていることにあると考えております。書記官事務の実情は、会長のお話にもありましたように、いろいろな変革を経た中で今がありますから、皆さんのバックグラウンドが様々であることは当然のことです。総務局としてはその違いを理解しながら、丁



杜下総務局参事官

寧に説明を繰り返し、その時々に関心に応じて質疑に応じながら、書記官事務の整理についての理解を広めてきているつもりであり、今後もその姿勢は変わりません。

従来から様々な施策が実施されてきておりますが、この取組の一番の特徴は、最高裁から仮説に基づいて基礎的事務を提示するというよりは、まず、根本的な考え方の共有を図ろうという問題意識の投げかけをし、それに応じて、現場の実情を踏まえて、各現場において検討していただいたことを一番の大きな頼りにしようとして、そして、それに基づいてよりよい事務を目指していくという体質を皆で共有していこうという発想にあります。それが従来の施策と異なるように見えるポイントです。現在のところ現場への伝わり方も様々な実情があることは認識しておりますが、粘り強く幹部の方々が働き掛けていただくことによって、徐々に理解していただいている方が拡がってきているという認識でおります。裁判官も調査官も含めて、これからさらに粘り強く働き掛けを続け、理解を得ていきたいと考えています。

(1) 取組の基本姿勢

書記官事務の整理の取組は、総論となる裁判所法60条の理解を出発点とし、書記官事務の法的根拠と目的という基本的な視点を共有して継続的な検討を重ねる中で、様々な裁判手続における書記官事務の特徴を踏まえた整理を試み、時間をかけて書記官事務についての共通認識を形成していこうとするものです。

この取組の基本となる姿は、書記官のみならず、裁判官や家裁調査官のような関係職種との間において、書記官事務の現状に対する具体的な問題意識を共有し、そのような問題意識に応じて、あるべき事務の検討や議論を行って現場における具体的な実践へとつなげていくという地道な営みの積み重ねであると考えています。

そして、多様な書記官事務についてのこのような検討や実践の積み重ねが広く共有され、時代や状況に応じた検討が続けられていくことにより、真に必要な書記官事務が合理的に遂行される状態が将来にわたって確保されることを目指しています。

(2) 資料（総論及び各論）の位置づけ

書記官事務の整理の取組に関する資料である【総論】は、裁判所書記官の設置の根拠とその基本となる事務の根拠を確認して、これらから導かれる書記官事務の目的を整理し、裁判所書記官の役割を明らかにするものであり、多様な書記官事務を整理して把握するため、事務の法的根拠と目的という視点を共有することが重要であるという考え方を示しています。また、その他の資料（【地裁民事立会部】、【家裁家事部】）は、【総論】の視点や考え方を現場で共有してもらいやすくするため、具体的な書記官事務のいくつかを取り上げ、当てはめてみたものです。これらの資料は昨年度末にJ・NETポータルにも掲載したところであり、このような資料も活用しながら、具体的な事務の在り方を日常的な検討を通じて見つけ出し、実践を積み重ね、よりよい裁判運営に役立てていただきたいと思います。

(3) 取組の課題と研修所との連携について

このような検討の原動力は、書記官事務の現状に対する深い問題意識を措いて他にないと思われませんが、日常的な事務の中に課題を発見することは容易ではありません。そこで、裁判所職員総合研修所や司法研修所と連携し、両研修所で合同開催される実務研究会において具体的な書記官事務を取り上げて討議を行ってもらうことにより、現場における検討の参考にしてもらっています。実務研究会で裁判官とも一緒に討議をするという経験は主任書記官にとっても裁判官にとっても、かなり新鮮であったという反応がありました。かつそれが研究会の場だけでなく、原庁に帰ってからそういった発想で書記官事務と接点をもっていこう、部下の書記官に対する指導に活かしていこうという声が増えてきているとも聞いております。このような実務研究会は取組の趣旨を深く理解し、現場における検討に役立てるために効果的であるとの声も多いことから、総務局としても今後ともより一層両研修所と連携していきたいと考えています。直近の話題事項には、5月に実施されたBU研の講師を養成するための実務指導研究会において、研究員が講師となる立場からかなり踏み込んだ議論をしていただくなどしたところ、非常に反応がありました。研究員自身が書記官事務の整理についての理解を深めたというに止まらず、これをどうやって伝えていくかについて課題と捉えた方も多かったようです。研究会の結果をBU研の運営に活かしていただけると非常に期待をしているところです。

(4) 今後の予定等について

書記官事務の整理の取組を着実に進め、現場の裁判運営に役立ててもらうためには、裁判官の深い理解が必須となります。本年6月に開催される長官所長会同においては、書記官事務の整理の取組が始められた状況を踏まえ、昨年に引き続き「裁判の運営を支える官職としての書記官の現状と課題」というテーマで協議が行われる予定です。

この取組は現場における実務的な検討を中心とするものですが、手続分野ごとの各論に相当する資料の提供も、このような現場における検討の参考になるとの声も聞きます。一方で各論があるとその文言に引っ張られてしまい、現場での主体的な検討の足かせになるという声もあるとも聞いております。先に述べたとおり、各論は、あくまでも具体的な書記官事務に【総論】の考え方を当てはめてみたものであり、全ての手続分野の書記官事務を網羅的に検討するために作成したものではありませんが、現場の主体的な検討に役立つと考えられるものについては、作成を検討しようと考えています。現在のところ、地裁刑事公判部や令状請求事件に関する書記官事務について準備しており、順次提供していく予定です。

既にこのような資料も活用しながら積極的に取組を進め、具体的な事務の在り方について検討や実践を行っている部署もあると聞いています。そのような部署の書記官や裁判官は、この取組を通じて改めて現場の課題を認識したと話されると同時に、よりよい執務を検討し、実現することのやりがいや楽しさを強調されています。現場にとって、日々の執



務に関するこのようなやりがいや楽しさは重要であり、この取組を息長く続けていく上での鍵ともなると考えられます。これは、主に懇親会の場などで申し上げているのですが、裁判官にしても書記官にしても、なりたくてなった仕事

事であれば、仕事の中で自己実現するために、いいレベルの仕事をやろうと、高いレベルの仕事をやろうと考えるのはむしろ当然ではないですかと。そういうことのための土台となるようなものを共通認識として形成しようという取組なのであって、本当にいい仕事を実現できるようになれば、まさに自己実現、充実感を得られるという意味で「楽しい」のではないかと申し上げますと、了解してくださる方が結構いらっしゃいました。

書記官事務の整理の取組は、世代や職種をまたがった裁判所全体で書記官事務についての共通認識を形成していこうとするものですから、書記官の皆さんは、今後、様々な場面でこの取組に関わることがあると思います。あらゆる裁判の運営を支える書記官事務をより強固なものとし、これを将来へとつなげていくため、最高裁も可能な限り皆さんのサポートをしていきますので、皆さんもそれぞれの立場で主体的に取り組んでいただきたいと思います。

山添副会長

東京地裁では、どうしてやるのかという点から考えるようにしようとしており、事務にいい影響が出てきているように感じています。しかし、どうしても各部での取組レベルに差が出てきてしまっており、そのレベル差をどうするかも課題と考えております。

繁田副会長

刑事では各論がないのですが、東京高裁の主任書記官の場合、趣旨がかなり理解されておりまして、日頃の指導の中で意識しているようです。例えば、4月異動期をきっかけに今までやってきた事務やマニュアルについて話し合う機会を持つなどしているようで、取組が徐々に浸透していていると感じています。

2 分野ごとの書記官事務の状況等について

(1) 民事・行政関係

ア 最近の民事事件の動向とそれに伴う書記官事務の状況等について

増子企画調査部長

最近の民事事件の動向、書記官事務の状況についてお聞かせください。

大須賀総務局第二課長

(ア) 最近の民事事件の動向

最近の民事事件の事件数の動向について、平成24年の全国の新受件数は、全体として平成23年に引き続き減少しています。

事件の種類ごとにみると、まず、地裁の訴訟事件(17万5763件、前年比-約17.3%)及び簡裁の訴訟事件(41万9572件、前年比-約22.4%)は、平成21年をピークに減少傾向にあり、減少件数はともに前年を上回っています。

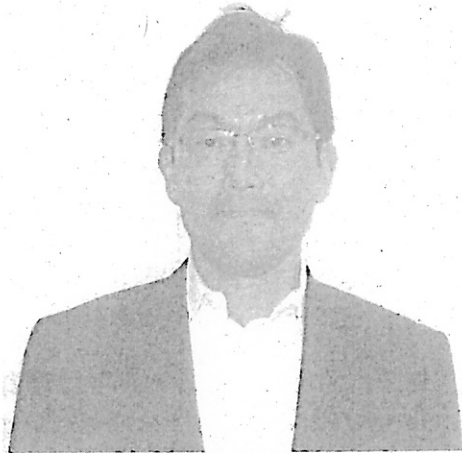
一方で、地裁の控訴提起事件(1万6576件、前年比-4.0%)及び簡裁の控訴提起事件(1万1129件、前年比-約18.9%)は、ピーク時である平成22年から減少しているものの、平成24年も高水準にあるといえます。この点については、地裁の訴訟事件及び簡裁の訴訟事件ともに、事件種類として「金銭のその他」の件数が減少し、控訴事件の事件種類としては「金銭のその他」が高い割合を占めていることから、訴訟事件の増加の大きな要因であった不当利得返還請求事件が終息に向かいつつあり、その上で、不当利得返還請求事件の判決に対する控訴が提起されている傾向にあることが窺われます。

また、平成22年に減少に転じた不動産執行事件(3万8873件、前年比-約10.8%)、支払督促事件(28万1724件、前年比-約14.4%)、近年減少傾向にある破産事件(9万2552件、前年比-約16.2%)、通常再生事件(305件、前年比-約6.7%)、個人再生事件(1万0021件、前年比-約29.7%)、保全事件(1万6699件、前年比-約0.4%)及び簡裁の特定調停事件(5492件、前年比-約51.6%)も引き続き減少しています。

このように、全体的に事件数が減少している中で、債権執行事件(11万4213件、前年比+約2.4%)、配偶者暴力保護命令事件(3145件、前年比+約14.7%)は前年より増加しています。また、非正規労働者の増加等雇用形態の変化や未だ厳しい経済・雇用情勢による個別労働紛争の増加を背景として、労働審判事件(3719件、前年比+約3.7%)は制度創設以来増加傾向にあります。

(イ) 書記官事務の状況等

書記官事務に関するトピックとして、平成25年1月1日に新しい非訟事件手続法(平成23年法律第51号)が施行されたことがあげられます。具体的な運用等については、新たに施行された非訟事件手続規則で定められており、平成24年12月には、この規則についての条解非訟事件手続規則が最高裁判所事務総局から示されました。また、非訟事件手続法及び整備法の施行に伴い、規程・通達等も改正されていますので、執務に当たっては、これらの点にも留意してください。



大須賀総務局第二課長

そのほか、平成25年5月29日から3日間の日程で、平成25年度民事実務（訴訟）研究会が「民事立会部における書記官事務について」というテーマで実施されることが予定されていることもあげられます。裁判所職員総合研修所単独実施部分では、民事立会部におけるあるべき書記官事務の検討と実践及びその課題について、司法研修所との合同実施部分では、民事立会部における裁判官と書記官の協働及びその構築に向けた実践について、それぞれ研究員による討議が予定されています。

事件数の減少という局面の中で、今この時期にこそ、書記官事務の整理の考え方、つまり、自分たちの仕事の根拠やどういう視点で行わなければならないのかについて、きちんと意識していくことを心がけていただければと思います。事件が増えていく局面では、自分の事務がどうあるべきか、どういうことを考えて一個一個の事務をしていかなければならないかの検討がどうしても後回しになってしまうところがあるのではないかと思います。書記官として本来やるべき事務について、裁判官とどう認識を共有して、合理的な事務を遂行していくのかについて、それぞれの書記官が考え、部内で議論し、より合理的に、より適切にやっていくという努力をしていただきたいと考えています。

イ 判決原本等の国立公文書館への移管について

増子企画調査部長

判決原本等の国立公文書館への移管についてお聞かせください。

大須賀総務局第二課長

平成21年8月5日に裁判所の保存する歴史資料として重要な公文書等である裁判文書、具体的には、①民事事件（民事訴訟事件、行政訴訟事件及び人事訴訟事件）の判決原本等及び②事件記録等保存規程第9条第2項により特別保存に付されている民事事件の事件記録等を国立公文書館に移管する旨の申合せが内閣総理大臣と最高裁判所長官との間で締結され、この申合せに基づき策定された移管計画に従って、平成22年から、昭和30年までに完結した民事事件の判決原本等の移管が行われてきましたが、平成24年をもって全ての裁判所の移管が終了しました。

現在、昭和31年以降に完結した民事事件の判決原本等を移管するための新たな移管計画を策定するため検討を進めているところです。

(2) 刑事関係

ア 最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況等について

増子企画調査部長

最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況についてお聞かせください。

小野寺総務局第一課長

最近の刑事事件の事件数を見ると、平成24年の刑事訴訟事件の新受人員は、高等裁判所が6556人（前年比－約3.9%）、地方裁判所が7万6589人（前年比－約5.0%）、簡易裁判所が35万5223人（前年比－約6.7%）（うち略式事件数は34万5118人）となっており、刑事事

件全体として新受事件総数は減少傾向にあります。

平成24年11月14日及び15日に裁判所職員総合研修所で行われた刑事実務研究会では、「適正な公判手続等を確保するための書記官の役割」をテーマとして討議が行われました。「第1回公判期日に向けた準備事務」や「判決草稿の点検事務」といった日頃当たり前のように行われている事務についても、その法的根拠を改めて確認して事務の目的を見定め、裁判官と共に書記官事務の在り方を検討していくことが必要であると考えられます。

イ 裁判員制度の実施状況と書記官事務の状況等について

増子企画調査部長

裁判員制度の実施状況と書記官事務の状況についてお聞かせください。

小野寺総務局第一課長

平成21年5月21日の裁判員法施行後、平成25年3月末までの裁判員裁判対象事件の新受人員の累計は6585人であり、罪名別の内訳で見ると、強盗致傷事件1590人、殺人事件1383人、現住建造物等放火事件612人などとなっています。また、判決で終局した人員（少年法55条により家庭裁判所への移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。また、裁判員法3条1項に基づく除外決定のあった人員は除く。以下同じ。）は5067人であり、このうち否認事件は2095人となっています。

平成24年の裁判員裁判で裁判員に選ばれた方は8633人ですが、実際に裁判員を経験された方に対するアンケート結果によりますと、裁判所職員の対応、裁判所からの情報提供、裁判所の設備などに対する全体的な印象については、多くの方から適切なものであると評価していただいています。また、呼び出しをして来ていただいた方の率も高水準を保っておりますし、裁判を経験された方の約95%が裁判に参加してよかったとの感想をもっといただいています。審理内容の理解しやすさについては、従前よりも評価がやや低下しているようです。

なお、裁判員制度を定着させるためには、長期にわたる検証、改善の努力が必要であり、最高裁判所では、実施状況を検証、検討するため、裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会を設置し、その助言のもとに必要なデータを収集し、運営の在り方について検討を加えてきたところです。平成24年12月には、こうした検証を基に検討を加え、裁判員裁判実施状況の検証報告書を取りまとめて公表しました。報告書においては、参加する国民の高い意識に支えられて、概ね順調に制度が運用されてきたと評価されている一方、裁判官をはじめとする法曹にとっ



小野寺総務局第一課長

て、なお多くの課題があることも指摘されています。

裁判員裁判を担当する書記官においても、裁判官と緊密に意思疎通を図り、運営の在り方に関する裁判官側の様々な問題意識を共有した上で、個々の書記官事務を合理的に遂行する必要があります。

ウ 被害者参加制度及び損害賠償命令制度の実施状況と書記官事務の状況等について 増子企画調査部長

被害者参加制度及び損害賠償命令制度の実施状況と書記官事務の状況についてお聞かせください。

小野寺総務局第一課長

施行から4年半が経過した被害者参加制度については、平成24年の終局人員中、被害者参加の申出があったものは660人（前年比+約12.6%）であり、このうち処断罪名が自動車運転過失致死であるものが186人と最も多くなっています。また、平成24年に参加の申出をした被害者等の人員数は1022人（前年比+約11.8%）であり、うち証人尋問をした被害者等193人（前年比+約9.7%）、うち被告人質問をした被害者等474人、刑訴法316条の38により弁論として意見陳述をした被害者等479人（前年比+約5.5%）となっています。

さらに、平成21年5月21日の裁判員法施行後から平成25年3月末の時点で、判決で終局した裁判員裁判対象事件の人員数は5067人であり、このうち被害者参加の申出があった事件の終局人員数は610人であることから、約12%の裁判員裁判対象事件において被害者参加の申出があったということになります。

被害者参加については、早期に検察官を通じて被害者等の情報を収集したり、被害者参加人や被害者参加弁護士の参加態様等を確認して早期に審理計画に反映させたりするなど、書記官が行う事務は手続の円滑な進行につながるものです。書記官においては、各庁における運用や実績を踏まえて裁判官と共通の認識を得た上で、引き続き適切に対応できるように研さんを積む必要があります。

なお、現在、公判期日等に出席した被害者参加人に対する旅費等支給制度を創設する規定等を整備するために、犯罪被害者等保護法及び綜合法律支援法の一部を改正する法律案が国会で審議されています。同法律案では、裁判所は、請求書及び資料を受け取ったときは、当該被害者参加人が公判期日等に出席したことを証明する書面を添えて、これらを日本司法支援センターに送付しなければならないとされていることから、その内容等を踏まえて裁判所が行う具体的な事務について検討を進めています。

次に、同じく施行から約4年半が経過した刑事損害賠償命令制度については、平成24年の申立件数の累計が259件（前年比+約12.6%）、制度施行当初から平成25年3月末の時点における申立件数は1042件となっています。

なお、裁判所職員総合研修所における平成24年度書記官実務研究が「損害賠償命令手続における書記官事務の研究」というテーマで行われました。この研究の成果は、今後、書

記官実務研究報告書として各庁に配布される予定です。刑事損害賠償命令事件は、その実質が民事事件であり、刑事事件を担当する書記官にとっては、日常的な事務処理とは異なる面があることは否定できません。本研究は、刑事損害賠償命令手続における書記官事務について、各庁の事務処理の実情を踏まえて、書記官が備えておくべき法的知識や事務処理上の留意点等を整理、分析したものであり、刑事事件を担当する書記官のみならず、移行後の民事事件を担当する書記官にとっても参考になるものと思われまます。

(3) 家事・少年関係

ア 最近の家事事件の動向、書記官事務の状況等について

増子企画調査部長

最近の家事事件の動向、書記官事務の状況についてお聞かせください。

植村総務局第三課長

(ア) 最近の家事事件の動向

平成24年における家事事件総数の新受件数は、85万7237件（前年比+約5.1%）でした。その主な内訳を見ると、家事審判事件は67万2690件（前年比+約5.6%）、家事調停事件は14万1802件（前年比+約3.2%）、人事訴訟事件は1万1409件（前年比+約0.2%）であり、平成23年には減少した家事調停事件数が再び増加に転じるなど、事件数がいずれも増加しており、依然として高水準で推移しているといえます。

事件数の増加に加え、近年は家事関係の大きな法改正が相次いでおり、本年1月1日には家事事件手続法（以下「家事法」という。）が施行されたところです。現在、いわゆる精神保健福祉法上の保護者制度の廃止を盛り込んだ「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案」が提出されており、最高裁判所としても、その動向を注視し、引き続き必要な情報提供を行っていきたいと考えています。

なお、いわゆるハーグ条約の締結に向けて「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案」が国会で審議されており、同法律案に関しては、別途、3の(5)でお伝えします。

(イ) 家事事件手続法と書記官事務

家事法においては、主に当事者の手続保障の観点から、別表第二に掲げる事項についての家事審判事件と家事調停事件の申立書の写しを原則として相手方に送付することや、家事審判事件における当事者による記録の閲覧謄写の許可の申立てについては原則許可しなければならないこと、家事審判事件の手続において家庭裁判所が事実の調査を行った際には、一定の場合にその旨を当事者等に通知することなどが規定されたほか、国民の利便性の向上を図る



植村総務局第三課長

観点から、電話会議システム・テレビ会議システムによる手続及び高等裁判所における家事調停の制度等が新設されました。また、調書の作成等については、家事審判事件の手続の期日については調書を作成しなければならないが、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときには、その経過の要領を記録上明らかにすることをもち、これに代えることができるとされました。

最高裁判所においては、家事法の具体的な運用等について、「家事事件手続規則」で定めたほか、関係する規程や通達の改正等を行いました。また、各庁における家事法の運用検討に資するよう、家事事件手続規則の逐条解説、同法に対応した申立書の書式、各種資料等を各庁に参考送付したほか、各高裁で開催された管内事務打合せ等において他庁の取組状況などを情報提供し、平成24年度家事事件担当裁判官協議会を開催して同結果概要を各庁に還元するなどしました。さらに、家事法施行後である平成25年2月18日から20日まで行われた平成24年度家事実務研究会においては、司法研修所との共同研究で、家事事件手続法等の施行を契機とした離婚調停手続の運用改善について討議されました。既に発出等された規程や通達については、書記官事務に直結又は密接に関連するものであることから、書記官は、家事法規に限らず、これらを確認して正確に事務を行う必要がありますし、その他の参考資料等についても、各事務が、その根拠と目的に照らして合理的なものとなっているかという観点から見直し等を行う際に参考になるものと考えています。

各庁では、家事法施行前から必要な準備を行った上で施行日を迎えられたことと思いますが、新しい制度が導入されて間もない現段階においては、実際の事件の内容や動向等に対応し、その運用を、よりよいものに変えていく可能性もあると思われます。書記官においては、引き続き、このような変化に迅速に対応し、正確な事務処理を行うことが期待されています。また、家事法施行後の事件処理が円滑に行われるよう、裁判官及び家庭裁判所調査官ともこれまで以上に連携して、運用の検証等を行っていただきたいと思いをします。

最高裁判所においては、今後も、協議会等を通じて各庁の実情把握に努めるとともに、必要に応じて適切な情報提供を行っていきたいと考えています。

イ 成年後見関係事件における書記官事務の状況について

増子企画調査部長

成年後見関係事件における書記官事務の状況についてお聞かせください。

植村総務局第三課長

平成24年における成年後見関係事件（後見開始等、保佐開始等、補助開始等及び任意後見監督人選任事件）の新受件数は、前年比約10.5%増の4万2855件と、引き続き増加傾向にあり、高齢化の進行等に伴って、今後もますます利用が増えることが予想されます。

また、家事法においては、参与員による説明聴取の相手方が「申立人」とされるなど、参与員の権限や参与員が行うことのできる事務の範囲が明確になったことから、各庁では平成24年12月6日に示された家庭局第一課長事務連絡も参考に、制度趣旨に添った参与員

関与の在り方という観点から、必要な運用の見直しが行われたところです。

一方で、近年、後見人等が不正行為を行い、逮捕、起訴され、実刑判決を受けた事例が報道されるケースも多く見受けられるようになり、平成22年6月から平成24年12月までの間に全国の家庭裁判所で対応した後見人等による不正事案は1058件、被害総額は約94億4000万円にも上っています。

後見人等の不正行為については、社会的にも厳しい非難を受けており、社会の注目を集めています。近年、成年後見人の不正行為に関し、家庭裁判所が不正を把握しながらこれを放置し、適切な後見監督上の措置を講じなかった事案において、国側に賠償責任を認める高裁判決が出たところでもあり、このままでは、後見制度、ひいては、裁判所に対する国民の信頼を失いかねません。

このため、家庭裁判所においては、このような不正行為をより効果的に防止するため、適切な後見人等の選任と専門職や後見制度支援信託による不正防止策の充実、後見等監督の在り方や全般的な事務処理についての見直しの検討及び不正発覚後の緊急事務処理態勢の浸透等が課題となっています。

このような状況を踏まえ、各家庭裁判所において新たな緊急事務処理態勢の構築が検討・実施されたほか、平成24年12月に司法研修所において開催された家事特別研究会でも、後見人の不正行為の防止を含めた後見事件の運用に関する問題について討議がなされました。

このうち、不正行為の防止及び被害拡大の防止を目的として各庁で実施されている新たな緊急事務処理態勢では、後見等事務の問題を適時に把握し、裁判官が中心となって審理予定を定めた上、書面の督促事務を一定のスケジュールに沿って行うなど、後見等監督の各段階における事務をシステマティックに行うことになっています。書記官は、スケジュール管理を始めとするこれらの事務を適切かつ迅速に行うことが求められています。また、外部から不正の端緒となる情報もたらされる窓口となることが多いため、書記官としては、これらの情報を踏まえて裁判官が方針決定を行うということを意識して、適時適切に裁判官に判断を仰ぐ必要があります。

各庁においては、不正防止及び被害拡大防止がより効果的なものとなるよう、現在の後見等監督の方針を見直すなどの検討が行われることもあろうかと思われます。もとより、後見等監督の方針は、裁判官の判断事項ではありますが、当該方針に基づき、中心となって事務処理を行うのは書記官であることが多いと思われます。このため、書記官としては、裁判官や家裁調査官とともに、適切かつ合理的な後見等監督事務が行われるよう、その在り方について検討する必要がありますし、その際には、例えば、方針を踏まえた合理的な事務処理方法や、当該方針を達成するための関係職種間の情報共有の在り方などについて主体的に検討し、関係職種と協議することが求められます。

増子企画調査部長

後見制度支援信託の実施状況についてお聞かせください。



最高裁側

植村総務局第三課長

後見制度支援信託とは、被後見人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として親族後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。従前から、家庭裁判所は、被後見人に多額の財産がある場合や多額の金銭を受け取る予定がある場合には、親族後見人による不正行為を未然に防止し、被後見人の財産が適切に管理・利用されるようにするため、弁護士、司法書士等の専門職を後見人や後見監督人に選任するといった措置を講じてきました。後見制度支援信託は、このような専門職後見人等の選任と同様、親族後見人による不正防止を行うための措置の一つとして新たに導入されたものであり、平成24年2月1日以降、準備が整った庁から順次その運用が開始され、平成25年3月までの全国の利用件数は141件となっています。将来的には積極的な活用が見込まれるところであり、書記官は、裁判官が後見制度支援信託の利用を検討すべき事案と判断した場合における当事者への説明、専門職後見人を選任してから信託契約が締結されるまでの進行管理や指示書謄本の発行など、様々な事務を行うに当たり、後見制度支援信託の仕組みやこれらの事務を行う目的などを正確に把握した上で、事案に応じた適切な対応をしていく必要があります。

ウ 最近の少年事件の動向、書記官事務の状況等について

増子企画調査部長

最近の少年事件の動向、書記官事務の状況についてお聞かせください。

植村総務局第三課長

少年保護事件の新受人員は、昭和58年（68万4830人）以降減少し、平成24年は前年比約12.4%減の13万2142人となっていますが、近年、再非行少年率が過去最高となるなど、少年審判に対しては、これまで以上に厳しい目が向けられているところです。平成24年9月

18日から同月20日にかけて裁判所職員総合研修所において開催された少年実務研究会においても、司法研修所との共同研究で、「少年事件の事務処理態勢について～在宅事件を中心に～」をテーマに、少年の再非行防止の観点から、在宅事件を中心に少年事件手続の処理態勢並びに裁判官、書記官及び家裁調査官の職種間連携等について討議がされました。

また、平成20年12月15日に施行された少年法の一部を改正する法律（以下「平成20年改正少年法」という。）により導入された被害者等による少年審判の傍聴、被害者等に対する審判状況説明の各制度については、制度施行後4年半が経過したこともあり、各庁における運用が概ね定着してきたものと思われます。平成24年は、審判傍聴については、対象事件となった132件中、申出のあった70件のうち59件について傍聴が認められ、審判状況説明については、申出人数612人のうち592人について申出が認められました。

審判傍聴制度や審判状況説明制度に関する書記官事務においては、被害者等や外部の機関との連絡調整、裁判官や家庭裁判所調査官との情報共有、事務局との連携などが重要になるほか、被害者等への対応に当たっては、被害者等の心情に配慮し、分かりやすく説明することが求められますので、引き続き書記官において、適切に対応できるようスキルアップに努めることが重要です。

なお、平成20年改正少年法については、平成23年12月をもって施行後3年の見直し期間が経過したことを受け、法務省において、「平成20年改正少年法等に関する意見交換会」が行われました。その結果等を踏まえ、法制審議会少年法部会における審議を経て、平成25年2月8日の法制審議会総会において少年法改正に関する要綱が採択され、法務大臣に答申されました。今後、どのような法改正が行われることになるのか、その動向が注目されるところであり、法律案が国会に提出されるなどした場合は、各庁に対し、必要な情報提供を行う予定です。



日本書協側

3 書記官事務に関する最近の動向について

(1) 書記官事務の環境整備について

増子企画調査部長

書記官事務の環境整備についてお聞かせください。

植村総務局第三課長

ア 音声認識システムの運用状況等について

連日的に証拠調べが行われる裁判員裁判において、一般人である裁判員等が必要に応じて法廷における証言内容を迅速に確認することのできるツールとして平成21年5月の制度運用に合わせて全国の裁判員裁判法廷（60庁）に音声認識システムを整備しました。

平成22年度は、ユーザーインターフェースの改良、検索機能の強化等の機能的、操作性の向上等を目的とした改修版（Ver.2）のアプリケーションソフトを全国に配布しました。また、音声認識システムの円滑な運用を図るため、アプリケーションをウインドウズビスタに対応させるための改修を行い、ウインドウズビスタを搭載した職員端末の導入時期に合わせて上記のアプリケーションを配布しました。

なお、本システムを構成する機器等が平成26年2月以降順次更新期を迎えることから、平成26年度までに、障害発生リスクの低減化等を目的とした機器の置き換えとアプリケーションの改修を予定しています。

今後も、引き続き安定的な運用が行えるよう技術的なサポートを行っていきたいと考えています。

イ デジタル録音機の整備等について

法廷用録音機については、平成22年度までに、高等裁判所・地方裁判所・簡易裁判所の法廷及び家庭裁判所の人事訴訟用法廷に設置されている録音機を全てデジタル化したほか、出張尋問等において利用するためのデジタル録音機（持ち運び可能なもの）を高等裁判所・地方裁判所の民刑各部並びに家庭裁判所本庁及び支部にそれぞれ整備するとともに、少年事件において利用するためのデジタル録音機を、逐語録調書の作成が相当程度見込まれる庁に整備してきました。

今後は、平成22年度までに整備されたデジタル録音機を、順次更新することを予定しています。また、各庁の法廷の増設、逐語録需要の増大等がある場合には、必要に応じて対応していきたいと考えています。

(2) 録音反訳の運用状況と今後の課題について

増子企画調査部長

録音反訳の運用状況と今後の課題についてお聞かせください。

植村総務局第三課長

録音反訳は、平成10年に本格導入されてから約15年余りが経過しましたが、順次導入庁

が拡大され、現在では、ほぼ全ての庁において利用されています。この間、逐語録需要が増加し、特に地裁民事訴訟事件においては、供述調書の大半で録音反訳が利用されるようになるなど供述調書作成事務をめぐる状況は大きく変化しています。

また、導入当初は、各庁において特定の業者と契約して反訳業務を委託していましたが、平成21年度以降、最高裁において全庁分を一括して競争入札方式によって委託契約を締結することとなった結果、担当業者が毎年変わりうる状況となったほか、裁判員制度の運用開始に伴う音声認識結果を利用した録音反訳の導入や反訳初稿提出期限のより短い超特急区分（平成25年度から「D区分」に名称変更）の新設など録音反訳方式の枠組み自体も変化しています。

録音反訳方式を利用した逐語調書の作成は、明瞭な音源の確保、立会メモの作成、参考資料の選別、反訳初稿の校正という一連の段階を経て行われるものであり、その過程で裁判所外の業者に契約に基づいて反訳作業を行わせるという性質上、書記官事務として、反訳作業に必要となる情報を適切に提供した上で、提出された反訳初稿が契約に基づく給付として問題がないかを確認する必要があります。これらの一連の事務は、書記官が各事務の目的を理解した上で合理的に遂行する必要がありますが、現状として、書記官によって立会メモの内容が大きく異なっていたり、校正の方法や程度にもバラツキが窺われるなど、それぞれの事務の目的が意識されないままに行われている場合もあるのではないかとの問題意識を有しているところです。この観点から、本年度の書記官実務研究では「供述録取事務の実証的研究—録音反訳方式を利用した調書作成事務を中心として—（仮称）」をテーマに取り上げており、研究の成果を期待しているところです。

このような録反事務の現状に対する問題意識を共有し、現場においてあるべき事務の検討や議論を行いつつ、具体的な実践を積み重ねながら、よりよい事務を行っていただきたいと考えています。

(3) 帳簿諸票関係事務の現状及び問題点について

増子企画調査部長

帳簿諸票関係事務の現状及び問題点についてお聞かせください。

植村総務局第三課長

帳簿諸票の備付・保管、保存、廃棄事務等については、書記官事務等の査察において最高裁から査察事項として指定していることもあり、書記官において関心があるところかと思えます。

近年、法改正対応のための通達等の改正が頻繁に行われていることや書記官事務全体の在り方について、書記官事務の整理の取組を通じて検討していることなどを踏まえ、引き続き、これらの問題も含め実情把握に努めていきたいと考えています。

(4) 適正な事務の確保について

増子企画調査部長

適正な事務の確保についてお聞かせください。

植村総務局第三課長

書記官は、各種調書の作成をはじめとする公証事務、期日呼出状や債務名義正本等の送達事務、事件記録の保管事務などを的確かつ着実にを行うことを通じて、裁判手続を適正なものとし、その円滑な進行を確保して、当事者等の信頼を得てきました。

ところが、原本と内容の異なる正本や謄本を当事者に送達した、勾留通知先を誤った、事件に関する書類を紛失した、秘匿希望の情報を相手方に誤って伝えたといった不適切な事務処理事例は後を断ちません。他方、裁判所を取り巻く状況については、社会当事者の権利意識の高まり、マスコミや世論の裁判所に対する関心の高まりなどもあって、不適切な事務処理事例が及ぼす影響はこれまで以上に大きくなっており、着実に築き上げてきた書記官に対する信頼が大きく揺るぎかねない状況となっています。

このような不適切な事務処理事例の大半は、基本に忠実な事務処理がなされていれば防ぎ得たものであり、基本的な執務姿勢や執務能力が問われていることを一人一人の書記官が十分に自覚する必要があります。このような自覚とともに、改めて基本に忠実な事務処理とは何かを考え、日々これを実践して書記官事務の在り方について検討を深めてもらいたいと考えています。

(5) 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」について

増子企画調査部長

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律についてお聞かせください。

植村総務局第三課長

現在国会で審議されている「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案」では、子の返還申立事件は家庭裁判所で取り扱うものとされ、その管轄については東京家庭裁判所と大阪家庭裁判所に集中することとされています。また、子の返還の申立てをした者等がする面会交流についての家事審判・家事調停の手続に関する特則が定められていること、親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件（人事訴訟法第32条第1項に規定する附帯処分についての裁判及び同条第3項の親権者の指定についての裁判に係る事件を含む。以下同じ。）に係る子について、不法な連れ去り又は不法な留置と主張される連れ去り又は留置があったことが外務大臣又は当該子についての子の返還申立事件が係属する裁判所から通知されたときは、原則として当該審判事件についての裁判をしてはならないとされていることなど、全国の家裁裁判所にも影響のあるものとなっています。

最高裁判所としては、今後も引き続き動向を注視し、同法が成立した場合には、速やか

に規則の制定及び関係規程等の改正を行うほか、必要な情報提供を併せて行っていきたいと考えています。

4 書記官の定員の状況について

増子企画調査部長

書記官の定員の状況についてお聞かせください。

大須賀総務局第二課長

平成25年度の増員要求については、国家公務員の定員を巡る極めて厳しい情勢の下、裁判所としては、民事訴訟事件の内容が社会経済情勢の変化を背景により一層複雑困難化していること、特に成年後見関係事件を中心に家事事件が増加していることから、適正迅速な裁判を実現し、国民の負託にこたえていくために、裁判所の人的態勢の充実強化を図っていく必要があること等をねばり強く説明し、折衝を続け、財政当局の理解を得るべく全力を注いだ結果、書記官について33人の純増が認められ、また、書記官への振替についても、要求どおり15人が認められました。

5 書記官の給与上の諸問題等について

(1) 書記官全体の処遇について

増子企画調査部長

書記官全体の処遇についてお聞かせください。

朝倉人事局給与課長

書記官の給与上の処遇については、書記官の法律専門職としての高度の専門性、職務の複雑・困難性、書記官の権限拡大、職責の増大などを踏まえ、級別定数改定や官職増設について鋭意折衝を行い、国家公務員の人件費削減を巡る情勢がこれまで以上に厳しい中、適正な昇格運用の枠組みを維持するのに最低限必要なものを確保したところです。

級別定数の拡大を巡る情勢が年々厳しさを増していることから、今後の級別定数の拡大は極めて困難であることが予想される場所ですが、定員振替や増員による書記官の年齢構成の変化という状況を踏まえて、書記官の適正な昇格運用の枠組みを維持することができるよう、引き続き努力をしていくつもりです。

(2) 級別定数関係について

増子企画調査部長

級別定数関係についてお聞かせください。



朝倉人事局給与課長

朝倉人事局給与課長

平成25年度予算の級別定数の改定折衝においては、国家公務員の人件費削減を巡る厳しい情勢に加え、人事評価結果に基づく昇格運用が本格化し、昇格水準の抑制を含めた見直しが求められる中、裁判部門の執務態勢をより充実強化する必要があることや書記官の職責が増大していること、また、裁判所においては従前から成績主義・能力主義に則った昇格運用を行ってきたことを強く主張し、粘り強く折衝に当たりました。その結果、次に述べるとおり、裁判部門において中心的な役割を担っている中堅書記官の処遇が後退しないよう、5級以下を中心に一定の成果を上げることができたものと考えています。

ア 7級関係

家裁次席書記官1（前年度2）の切上げを実現することができましたが、これは書記職全体の官職評価の引き上げという面からも意義のあることだと考えています。

この結果、下級裁次席書記官については、平成25年度に増設が認められた4ポストを含む151ポスト中145が7级以上に格付けられることになりました。

イ 6級以下関係

書記官については、これまでの大幅な定員振替及び増員による年齢構成の変化及び級別定数の構成比率の変動に伴い、書記官の適正な昇格運用の維持が困難となることを避けるため、引き続き5級、4級及び3級について定数の切上げを要求し、粘り強く折衝を行った結果、現在の昇格運用の枠組みを最低限度維持するために必要な393（5級47、4級207、3級139）（前年度366）という切上数が認められました。

ウ 官職増設関係

官職増設については、裁判部門における執務態勢の充実強化を図るため、東京家裁、水戸家裁、静岡家裁及び新潟家裁に次席書記官各1（東京・水戸は6級格付け、静岡・新潟は7級格付け）を増設することが認められました。また、主任書記官についても、40の増設を確保することができました。

なお、静岡家裁及び新潟家裁次席書記官の増設については、静岡家裁及び新潟家裁首席書記官各1の廃止を伴うものですが、これにより全体として両家裁の適正かつ効率的な事務処理態勢の確立が図られるものと考えています。

(3) 退職給与の改正等について

増子企画調査部長

退職給与の改正についてお聞かせください。

朝倉人事局給与課長

退職手当については、平成24年11月16日に「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」が成立し、支給水準の引下げについては、第一段階の引下げが平成25年1月1日に開始されたところです。また、10月1日には第二段階の引下げが開始されることとされています。

さらに、早期退職のインセンティブ拡大については、前記法律及びこれに基づき5月21日に閣議決定された政令により、6月1日から早期退職募集制度が導入され、11月1日から定年前早期退職者に対する特例措置が拡充されることとなりました。

早期退職募集制度とは、職員の年齢別構成の適正化といった官側の必要性に応じて実施する制度であり、募集対象、募集人数などを官側で決定して募集を行い、職員がこれに応募して、認定を受けて退職した場合に、定年退職と同率の支給率により退職手当を算定するもので、退職手当の基本額についても、現行の定年前早期退職特例措置の内容（定年前10年内について1年当たり2%退職手当の基本額を割り増す）より拡充された特例措置（定年前15年内について1年当たり3%退職手当の基本額を割り増す（定年前1年及び指定職相当を除く。））が適用されることとなります。

退職手当については職員に与える影響が大きいことから、引き続き重大な関心を持って情報収集に努めるとともに、制度趣旨に則り適正な運用ができるよう検討していきたいと考えています。

6 書記官の任用上の問題について

(1) 書記官任用試験及び主任書記官選考について

増子企画調査部長

書記官任用試験制度及び主任書記官選考制度の実施状況についてお聞かせください。

永田人事局参事官

まず、平成18年度から始まった裁判所書記官任用試験（以下「CA試験」という。）についてですが、昨年度行われたCA試験（CA-7）では、全国で377人の受験申込みがあり、筆記試験、口述試験及び実務試験を経て最終合格した41人が、10月1日付けで書記官に任官しました（なお、CA-6の申込者数は298人、任官数は40人）。本年度の試験（CA-8）については、1月17日及び18日に筆記試験が実施され、さらに5月7日から23日までの間に、各高裁において口述試験が実施されました。

今後は、口述試験合格者に対し、6月24日から9月10日までの間、裁判所職員総合研修所における中央研修及び各庁における実務研修を内容とする実務試験が行われることとなります。この実務試験は、書記官任用前に、書記官として必要な基本的な法律知識と実務知識を付与することを主たる目的とする研修という面も有するもので、ますます高度化する書記官事務を適正迅速に処理できる書記官を育成することに資する内容となっています。



永田人事局参事官

なお、裁判所職員総合研修所における中央研修の期間は、従前の書記官基礎研修の期間とほぼ同様であることから、家庭事情等のため長期間の研修に参加することが困難な職員で実務能力を有する優秀な事務官等にも、書記官となってその能力を活用する途を確保できるものと考えています。

また、CE及びCA試験受験者の学習意欲の維持、向上を目的として、平成20年度に実施された試験（CE-60、CA-3）から、有効に受験して不合格となった受験者のうち希望する者に対して、筆記試験の成績の通知を行っています。

次に主任書記官選考についてですが、現在は、すべての高裁において公募による主任書記官選考が実施されています。これは、主任書記官の果たすべき役割がこれまで以上に重要になっていることを踏まえて、意欲と能力のある職員を公平で透明な手続によって広く登用していくという趣旨によるものだと認識しています。また、公募制の場合、子どもの養育など自らのライフサイクルを踏まえて、いつごろ選考を受験するかということ自ら選択することが可能であることから、男女共同参画社会における女性の主任書記官の積極的登用に資するのみならず、ワーク・ライフ・バランスを考える上でも望ましい方法の一つではないかと考えています。

(2) 書記官の任用政策について

増子企画調査部長

書記官の任用政策についてお聞かせください。

永田人事局参事官

ア 主任書記官等のポストの増設について

下級裁判所の裁判部門の充実強化への取組にとって、主任書記官の配置は極めて重要であることから、「書記官の給与上の諸問題等について」のところで説明したとおり、平成25年度予算においても、一定数の主任書記官の増設を実現することができました。

適正迅速な裁判の実現に向けて裁判部の職員が十分に能力を発揮できるような指導監督態勢を維持・強化できるよう今後も引き続き必要な整備について、努力をしていきたいと考えています。

なお、平成25年度は総括主任書記官の設置や高裁訟廷管理官7級の切上げは実現できませんでした。

これらの7級ポストの設置や7級切上げは、書記官全体の官職評価の引き上げにもつながるため、これまでも努力してきたところですが、7級は、そもそも行政官庁では「管区機関の特に困難な業務を所掌する課の長や府県単位機関の長」についてようやく格付けられる職務の級であるため、一定の限界があることは理解していただきたいと思えます。

イ 書記官の専門分野ごとの育成・配置について

裁判所が国民から期待されている使命を果たしていくためには、書記官においても、民事、刑事、家事及び少年の各分野において、裁判官との協働態勢の下、他の職種とも相互

に意思疎通を図り、連携を強化していくとともに、裁判所を利用する人々の多種多様な問題を適切に解決するため、職務遂行能力の向上を図り、適正かつ迅速な手続運営に積極的に関わっていくことが求められます。

とりわけ家事の分野においては、本年1月1日に家事事件手続法が施行され、より当事者の法的利益に配慮し、手続的な保障を確保するという新法の趣旨に沿った運用の確立に努めていく必要があります。また、事件数が急増している成年後見関係事件の適正迅速な処理のためには、法的な要件の審査、所定の手続の履践、事件関係者への説明などの事務が必要不可欠であるところ、これらの事務を担当する書記官の果たすべき役割は非常に大きいと言えます。

書記官の育成・配置の在り方については、書記官は裁判部門の基幹職種であることから、任官後しばらくは育成の観点から、その後は国民の意識や社会経済情勢等の変化に伴う事件の量的・質的变化に着実に応えていく観点から、多様な職務経験を積んでもらうことを基本に据えています。これに加えて、事件動向や事務処理状況の変化、新しい制度の運用等を十分に踏まえながら、各専門分野における書記官の職務遂行能力の向上にも十分に配慮していく必要があると考えています。

ウ 他官庁への出向状況等について

他省庁等への出向は、平成25年4月1日現在、11か所41人となっています。具体的な出向先は次のとおりです。

- (1) 衆議院（法務調査室） 1
- (2) 参議院（法務調査室） 1
- (3) 裁判官訴追委員会 2
- (4) 公害等調整委員会 2
- (5) 公正取引委員会 2
- (6) 国税不服審判所（東京、関東信越、大阪、名古屋、広島） 6
- (7) 人事院 1
- (8) 金融庁 2
- (9) 文部科学省（東京、福島） 5
- (10) 預金保険機構（東京、大阪） 2
- (11) 日本司法支援センター（本部、東京、大阪、京都、福井、広島、佐賀、長崎、宮崎、宮城、コールセンター（仙台）、札幌、高知） 17

出向期間は、通常は2年の予定となっています。

他省庁等への出向は、裁判所以外の組織を経験することによって視野が拡大し識見が高まるため、出向者自身の能力向上や専門性を深めることに資するところが大きく、ひいては、それを組織に還元することにより、組織にとっても有用性が高い等のメリットもあることを考慮に入れつつ、事件処理に必要な書記官を確保することを前提に、今後も出向先

及び人数について検討していきたいと考えています。

エ 裁判所職員採用試験の変更について

新たな裁判所職員採用試験制度の実施に伴い、CE試験の第一部受験資格に裁判所職員採用総合職試験（院卒者試験，大卒程度試験）の法律・経済区分合格者を加えました。

また、CE試験の筆記試験免除の対象及び範囲については、裁判所職員採用総合職試験（院卒者試験）の法律・経済区分合格者は筆記試験の全部を、裁判所職員採用総合職試験（大卒程度試験）の法律・経済区分合格者は筆記試験の科目のうち憲法，民法及び刑法を免除することとしました。

CA試験においては、受験資格である在職期間を4年とするものに、裁判所職員採用総合職試験（院卒者試験，大卒程度試験）の法律・経済区分合格者が、在職期間を5年とするものに、裁判所職員採用一般職試験（大卒程度試験）の合格者が加わりました。

(3) 女性書記官の管理職登用について

増子企画調査部長

女性書記官の管理職登用についてお聞かせください。

永田人事局参事官

裁判所においては、書記官に限らず、「裁判所における女性職員の採用・登用拡大計画」に掲げられた具体的取組等を通じて、これまでも意欲と能力のある女性職員の積極的な登用を進めてきたところです。

その結果、女性職員の登用の拡大は着実に進んでいるものと考えていますが、上位官職に占める女性職員の割合が他の役職段階や各職種全体に占める女性職員の割合よりも低いことから、一昨年策定された第3次拡大計画においては、女性職員の割合について、「現状値に可能な限りの上積み」という裁判所全体の目標を掲げた上で、そのような裁判所全体の目標達成のために、重点的に取り組むべき下級裁課長，最高裁課長補佐相当職以上の区分について、高裁別現状値を掲げ、平成27年度までに「少なくとも3%程度増加させる」という具体的な努力目標を設定しました。

その他にも、各種研修の機会やJ・NETポータル「男女共同参画のひろば」のリレーコラム等を通じて職員の意識啓発や、適材適所の任用配置という観点を踏まえつつ、職員の家庭事情に配慮した異動の実施に引き続き努めるとともに、管理職員による女性職員への助言・指導を含むサポート態勢の充実を図るなど、登用拡大に向けた勤務環境の整備等に努めていきたいと考えています。

また、女性職員が主任書記官等の管理職員への昇任をためらう理由として、広域異動への抵抗感や責任が重くなることへの負担感などが考えられます。そこで、まず、広域異動に対する抵抗感を解消していくために、先ほども述べましたが、今後とも、適材適所の任用配置という観点を踏まえつつ、職員の家庭事情に配慮した異動を実施していく必要があると考えています。次に、管理職業務そのものに対する不安や責任が重くなることへの負

担感等を解消していくために、女性管理職員が実際に活躍している姿を身近に感じてもらうだけでなく、研修及び面談などの機会を通じて、管理職業務の内容ややりがいを伝えていくことに加えて、こうした必要性について、管理職員自身の意識啓発に努めていく必要があると考えています。

併せて、仕事と家庭生活の両立に向けた支援のための一層の環境整備に努めていくことも肝要であると考えています。

今後とも、こうした取組を行いながら、女性職員の登用状況の推移を見守っていきたいと存じます。

(4) 再任用制度について

増子企画調査部長

再任用制度についてお聞かせください。

永田人事局参事官

国家公務員の雇用と年金の接続について3月26日に閣議決定があり、同閣議決定においては、平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとする事で、国家公務員の雇用と年金を確実に接続することとされています。

裁判所に対しては、上記閣議決定の効力が直接及ぶものではありませんが、裁判所においても、上記閣議決定の趣旨を踏まえて、裁判所職員の雇用と年金が確実に接続されるよう、再任用を行っていくこととしました。

したがって、今後、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間については、再任用を希望する職員が国家公務員法上の欠格事由や分限免職事由に該当しない限り、再任用されることになります。



また、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることや満額支給年齢が65歳になることから、今後、再任用希望者（任期の更新希望者を含む。）が増加し、それに伴って再任用前の勤務地以外の場所での再任用を希望する者も増加していくことが予想されます。このため、再任用者の任用配置に当たっては、他の地家裁管内又は他の高裁管内での再任用を希望した者の勤務地の調整や、再任用希望が小規模庁に集中した場合の勤務地の調整、さらには現役職員の異動ローテーションとの調整等、種々困難な問題に直面するものと思われるので、最高裁としても各高裁と緊密な連携を図りながら適切な対応を行っていきたいと考えています。

(5) ワーク・ライフ・バランスを踏まえた書記官のジョブローテーション、キャリアアップについて

増子企画調査部長

ワーク・ライフ・バランスを踏まえた書記官のジョブローテーション、キャリアアップについてお聞かせください。

永田人事局参事官

書記官については、若い世代を中心に、能力開発、適性発見等の観点に立って、可能な限り多様な職務経験を積んでもらっているところですが、職員一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き続けることができ、また家庭生活等においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるようにするという仕事と生活の調和の観点も踏まえ、異動計画の策定に当たっては、管理職員による面談を通じて、職員の意向や家庭状況等の個別具体的な事情の的確な把握に努めており、これらの事情を十分に勘案しつつ、職員の意欲と能力に基づき、適性や職務経験等に応じたバランスの良い任用配置が図れるよう十分配慮しています。

(6) 産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保について

増子企画調査部長

産前・産後休暇、育児休業制度における代替要因の確保についてお聞かせください。

永田人事局参事官

職員が育児休業等を取得することになった場合には、業務に支障が出ないように、業務分担の見直しや、任期付採用及び臨時的任用（以下「任期付採用等」という。）制度の利用による代替要員の確保を検討するなどして、職員が安心して育児に専念できるよう配慮しているところです。

そのため、書記官が育児休業等を取得することになった場合には、書記官による任期付採用等を行うのが望ましいのですが、書記官任命資格を有する者を代替要員として確保することは困難な状況にあります。

そこで、書記官任命資格を有する代替要員を確保するために、退職予定者に対し退職後の任期付採用等の希望に関する調査を行うなどして、候補者の確保に努めているところです。

しかしながら、任期付採用等の候補者は依然として十分に確保されている状況にはありません。そうしたこともあり、各高裁管内における育児休業取得者数のうち、一定程度の数について正規職員である書記官で補充できるという運用を併せて行っています。

その結果、昨年度に育児休業を取得した書記官の数は244人（うち男性職員27人）でしたが、その代替措置として、前述の正規職員による補充に加え、任期付採用等として135人（そのうち45人については書記官）の任用を行っており、育児休業期間においても、業務に支障は生じていないものと認識しています。

加えて、産前・産後休暇期間中の代替措置としても、平成14年8月1日から、休職者や年度途中の離職者がいる等の限られた場合ではありますが、書記官を代替要員とする臨時的任用を行っています。

書記官数の増加や育児休業取得の促進により、今後も、育児休業取得者が高い水準で推移することが見込まれますが、引き続き、育児休業取得者が安心して育児に専念できるような勤務環境を整えるべく、今後とも代替要員の確保等に努めていく必要があるものと考えています。

また、平成19年8月1日に導入された「育児短時間勤務制度」は、子育て中の職員にとって利用しやすいものとするよう配慮する必要がありますが、一方で公務運営に与える影響も大きいと言わざるを得ない場合もあります。そのため、職員全体の理解を得ながら、配置や業務分担を工夫することなどによって、裁判所の業務においても比較的対応しやすいと考えられる勤務時間の割振りモデルを示しています。このモデルに当てはまる請求については、基本的に配置や業務分担を工夫することなどにより、できる限り速やかに承認されるものと考えており、実際そのような運用がされていると認識しています。

このモデルに当てはまらない請求については、公務運営に与える影響を考慮しつつ、異動等も視野に入れて慎重に検討せざるを得ないと考えています。

また、任期付短時間勤務職員を確保する必要性も高いと考えられますが、任期付短時間勤務職員は、育児短時間勤務を取得した職員と「同一の業務」を行うこととされており、書記官のような資格官職の任期付短時間勤務職員の確保は相当の困難があります。

いずれにしても、平成22年6月30日から育児短時間勤務をすることができる職員が拡大されており、子育て中の職員にとってこの制度が利用しやすいものとなるよう育児短時間勤務の承認に当たって様々な工夫をすることにより、今後も引き続き適切に対応していきたいと考えています。

7 メンタルヘルスについて

増子企画調査部長

メンタルヘルスの具体的な実施状況についてお聞かせください。



朝倉人事局給与課長

裁判所に勤務する職員が、メンタルヘルス不全により長期に渡って療養を余儀なくされるケースは少なくありません。職員が心身ともに健康な状態で職務に従事し、公務能率を向上させるためにも、予防、早期発見・早期対処、円滑な職場復帰と再発防止の各場面について、管理職員はもとより職員一人一人が心の健康に関する正しい知識を持つことが重要です。

メンタルヘルス不全を予防するためには、心身の不調を感じたら、自分一人で悩まないで、信頼できる人や上司等に相談するなどの行動を取ることが大切です。例えば、異動、昇任、引越し、結婚など、環境が変化する際は、思っている以上にストレスがかかると言われていきますので、特に注意が必要です。職員本人の心の悩み相談や上司・同僚からの相談の窓口として、最高裁及び各高裁所在地に臨床心理士などの専門家によるカウンセリング体制を整備し、その他の庁においても、カウンセリング会を実施していますので、是非活用していただきたいと思います。管理職員は、コミュニケーションが取りやすく、風通しの良い職場環境作りを心がけ、部下職員が相談しやすい雰囲気を作ることが大切です。

メンタルヘルス不全の兆候としては、遅刻・早退が増える、服装が乱れる、食欲がなくなる、表情が暗くなるといったことが挙げられるため、言葉や仕事ぶりの変化に注目することが大切です。管理職員は、これらの兆候に気づいたら速やかに話を聞き、人事担当者、健康管理医に相談するなど、適切な対応をとる必要があります。これらの兆候に気づき、早期発見するには、管理職が日頃、部下職員とコミュニケーションがとれていなければなりません。メンタルヘルスに関する書籍などを読んで知識を身に付け、普段から意識して部下と接することを心掛けていただきたいと思います。

メンタルヘルス不全で療養していた職員が復帰する際は、円滑な職場復帰と再発防止のために、周囲の理解と協力が非常に重要です。裁判所では、療養のため長期間職場を離れた職員の円滑な職場復帰を支援するため、平成25年1月1日から、職場復帰前に、元の職

場などに一定期間継続して試験的に出勤し、一定の作業を行うことにより、職員の職場復帰に関する不安の緩和と円滑な職場復帰を目的とした「試し出勤」を実施しているところです。職場の管理職員、人事担当者、健康管理医による連携と周囲の皆さんの協力を得ながら「試し出勤」を適切に運用することで、スムーズな職場復帰と再発防止が図られるよう努力したいと考えています。今のところ、試し出勤は11例実施されております。

8 システム開発等と書記官事務について

(1) 裁判所における情報化の状況と課題について

増子企画調査部長

裁判所における情報化の状況と課題についてお聞かせください。

中尾情報政策課参事官

裁判所は、これまでも情報通信技術（以下「IT」という。）や情報システムを活用した情報化を進め、各種の手續や事務処理の合理化及び効率化に取り組んできました。平成16年には、民事裁判事務処理システム及び刑事裁判事務処理システムの全国展開が中止されるという事態が発生しましたが、その翌年の平成17年12月に情報化戦略計画を策定し、民事裁判事務処理システム等に代わる新しい基幹システムを導入する方針を立て、民事裁判事務支援システム（以下「MINTAS」という。）及び刑事裁判事務支援システム（以下「KEITAS」という。）を開発しました。

また、これ以外にも、J・NETポータル構築、裁判員裁判関係のシステムの開発等、情報化戦略計画に従った各種施策を実現してきました。

この間、ITは目覚ましい発展を遂げてきた反面、情報セキュリティに対する新たな脅威も日々発生するなど、裁判所を取り巻く情報化環境は激変し、新たな課題も生じています。

そこで、平成23年12月に情報化戦略計画を改定し、現在の重点的な課題として、①情報システムの全体最適化、②情報セキュリティ水準の向上、③災害等に強い情報システムの構築等を掲げ、これらの課題に取り組んでいます。

ア 情報システムの全体最適化

裁判所の情報システムは、各部署が必要に応じて開発、運用してきたことから、それぞれの情報システムごとに保守及び運用の仕方が異なるなどの状況が生じており、このような状況は、コスト面だけでなく、職員の利便性の観点からも好ましいものではありません。そこで、現在稼働している情報システムを横断的に調査して、既存の情報システムを裁判所の業務に最も適した合理的かつ効率的なものに再構成する「全体最適化」の取組を行うことでコスト



中尾情報政策課参事官

や利便性の問題を解決しようとしています。

イ 情報セキュリティ水準の向上

情報セキュリティに関しては、例えば、**〇〇**のサーバ室の入退室管理を確実なものとしたり、**〇〇**するなどの物理的、技術的な対策を随時実施してきていますが、小型記憶装置等の紛失による大量の個人情報流出事案等が散見されており、国民からの信頼が損なわれかねない緊迫した状況にあります。裁判所では、平成19年に情報セキュリティに関する事務総長依命通達、情報政策課長通達及び実施要領を策定して職員の遵守すべき事項を示すなど運用面の対策を行ってきましたが、IT 関連技術の進歩に確実に対応できているとまでは言い難い状況にあるため、より実効性のある情報セキュリティ対策を行っていく必要があります。

ウ 災害等に強い情報システムの構築等

東日本大震災の発生により、裁判所でも IT 機器が使用不能となる等の事態に直面し、業務継続のための備えが必ずしも万全ではないことが判明しました。今後、情報システムを使った業務を継続するための対策が喫緊の課題となっています。そこで、裁判所のネットワーク等について、耐災害性の観点からどのようにあるべきかを改めて検討し、災害時における業務継続の仕組みを検討していきます。

(2) 情報化を推進する人材の育成について

増子企画調査部長

情報化を推進する人材の育成についてお聞かせください。

中尾情報政策課参事官

平成24年4月、裁判所組織の充実強化の一環として全国の高裁総務課内に文書・情報担当部署が、地家裁総務課に文書(第二)係がそれぞれ設置され、上記部署(家裁の文書係未設置庁は庶務係)が情報化関連業務を担当するものとされました(以下、当該業務を担当する部署を「情報化関連業務部署」、職員を「情報化関連業務担当者」という)。また、従前から裁判部における情報化推進のため、職員全体のレベルアップに向けた指導的役割を果たす者として、全高裁及び全地家裁本庁を含む主な裁判所に情報化事務担当者を置いています。情報化関連業務担当者は、①当該庁における情報化に関する全庁的な状況把握や上級庁からの連絡の窓口になる、②裁判所全般及び当該庁の情報化に関する施策等を把握し、情報化事務担当者に対し、情報提供、助言、支援等を行う、③IT委員会等の設置運営等を行う、④事務局におけるIT機器、ネットワーク等のトラブル対応等の業務を担当し、情報化事務担当者は、各庁の実情に応じて、①情報政策課所管システムの利用に関し、情報政策課と各庁の裁判部との窓口となる、②IT機器、ネットワーク及び情報政策課所管システムのトラブル対応を行う、③情報化に関する研修への協力等を行うことが期待されています。

このような情報化関連業務担当者や情報化事務担当者(任命予定者及び補助者を含む。)

が中心となって裁判所の情報化が推進されていくこととなるため、これらの職員を対象に合同で情報処理研修を1年に2回、裁判所職員総合研修所において実施しています。同研修では、全国から参加する120名（1回60名）の研修員に対して、充実した講義や演習を行っています。今年5月に実施した1回目の研修では、これらの職員間の連携等の問題について共同討議を行いました。

また、事務の効率化や国民へのサービス向上のために裁判所の情報化を更に推進するためには、もはや各業務を行うために欠かすことができなくなったIT機器や情報システムの知識や技能を一般職員に対して効率的に浸透させていくことが重要となってきています。このような観点から、情報政策課では、IT機器や情報システムを利用するに当たって必要となる操作方法や障害対応方法等の情報をJ・NETポータルや「会報書記官」に掲載するなどして、随時お伝えしています。今後も職員の皆様からの御意見を研修に反映させ、充実させるとともに、情報化の推進に役立つ情報が職員に的確に伝わるように工夫を重ねることで情報化を推進していきたいと考えています。

(3) MINTASの稼働状況と導入予定について

増子企画調査部長

MINTASの稼働状況と導入予定についてお聞かせください。

中尾情報政策課参事官

ア MINTASの稼働状況

MINTASは、全国の地裁本庁及び支部並びに東京高裁及び知財高裁において稼働していますが、通常の業務を行う上では、取り扱うデータ量やユーザ数の増加などを原因とするレスポンスの著しい低下などの不具合は見られず、安定して稼働しています。

また、平成24年7月末には、それまで使用していたサーバ機器をより[]機器に更新したことでレスポンスが向上し、一層快適にMINTASを利用いただけるようになっていきます。

イ MINTASの高裁対応改修

高裁にMINTASを導入するに当たり、平成25年3月に、地裁で利用していたMINTASを高裁の事務処理に対応できるようにするために改修しました。その主なものは次のとおりです。

(ア) 高裁の[]への対応

高裁で取り扱う[]で[]できるようにし、各[]に応じた[]情報を入力できるようにしました。

(イ) 地裁・高裁間の[]

地裁から高裁に上訴記録が送付され、[]をする際に、[]の[]を[]ことで、[]等の情報を利用して[]をできるようにしました。

また、高裁から地裁に記録が返還された際に、地裁で、高裁で作成した[]の[]を[]ことで、[]されている[]や[]等の[]として[]等の[]をできるようにしました。

MINTASは異なる審級で[]を利用する初めてのシステムです。

(ウ) 高裁の[]業務への対応

地裁から高裁に[]が送付された際に、[]の[]をそのまま[]して[]をすることができるようにしました。

(エ) []の利用

地裁で上訴提起時に[]として[]された[]を、高裁に[]して高裁で[]として利用できるようにしました。

ウ MINTASの平成25年度の導入予定

平成26年1月14日(火)に、期日進行管理プログラム(高裁民事事件用)を利用している高裁本庁及び支部13庁への導入を予定しており、これをもって支部を含む全ての高裁への導入が完了することになります。

導入に当たっては、各庁において導入準備の中心的役割を担う導入事務担当者を選定していただきました。各庁においては、職員貸与端末の環境設定、自庁における運用ルールの策定、導入研修の実施のほか、自庁で使うMINTASのマスタ情報を決定したり、期日進行管理プログラム(高裁民事事件用)からMINTASへ移行するデータの補完等を行ったりすることになりますが、導入事務担当者の方々に対しては平成25年6月25日(火)及び同月26日(水)に研修を行う予定であり、また、導入事務担当者の方々とは情報政策課との間で緊密に連携を取りながら、導入準備を円滑に進められるように全面的に支援していきます。

(4) KEITASの稼働状況について

増子企画調査部長

KEITASの稼働状況についてお聞かせください。

中尾情報政策課参事官

ア KEITASの稼働状況

KEITASは、刑事裁判事務における書記官事務について、その中核となる公証事務と進行管理事務に重点を置き、これを的確かつ迅速に支援することを目的としたシステムです(会報書記官26号、27号の各「IT mall(あいていいもーる)」参照)。

平成23年1月から名古屋地裁本庁で稼働を開始し、平成25年2月末までに、各庁の御協力を得て、全国の地裁本庁及び支部への導入が完了しました。

稼働開始から約2年半が経ちますが、運用や保守を担う各支援業者の協力のもと、全国導入後もシステムが停止することなく、安定的に稼働しています。

また、この間、ユーザーサポートに寄せられた御質問や御意見をも踏まえ、システムの

再調整その他のブラッシュアップを図っており、今後も引き続きメンテナンスに努めていきたいと考えています。

イ より分かりやすく使いやすいシステムへの取組み

KEITASでは、操作や各庁での運用に必要な情報を

していますが、この機能により一層充実させることにも取り組んでいます。

例えば、「」については、常に最新版を更新するのはもちろんのこと、等に対応するために同マニュアルを改定した際には、に関する事務全般について、説明内容を見直しました。

さらに、するだけでなく、したいという声にお応えして、同マニュアルをできるようにもしています(章単位)。

」以外にも、ユーザーからのお問い合わせが多いものについては、中の「」に随時反映したり、異動期に注意していただきたい事項をまとめた「」をできるようにいたしましたし、今後は、従前の導入管理マニュアルをリニューアルし、「」としてすることを予定していますので、是非これらの機能を活用していただくようお願いします。

なお、平成25年5月下旬から6月中旬ころまでの間に、いくつかの庁に赴いて、KEITASに関するヒアリング等を実施させていただくことを予定しています。ヒアリングさせていただいた内容を含め、職員の皆様の声を今後の検討に活かしたいと考えています。

(5) 家庭裁判所や簡易裁判所の情報化について

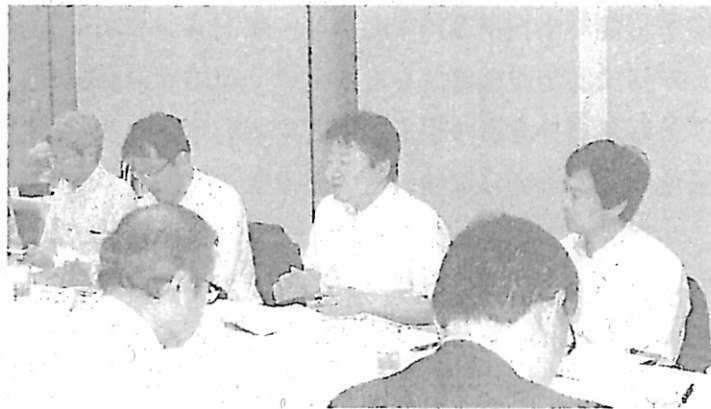
増子企画調査部長

家庭裁判所や簡易裁判所の情報化についてお聞かせください。

中尾情報政策課参事官

ア 家庭裁判所について

家裁の情報化に関連して、家事事件手続法下における家事事件処理の安定的な運用や引き続き増加が見込まれる後見関係事件に適切に対応していくとともに、家庭事件関係のシステムの開発を効率的に進めるため、平成25年4月1日から、①新家事事件事務処理システム(仮称)



中尾情報政策課参事官

J・NET ポータルは、平成19年8月に運用が開始されたもので、
 各種業務の情報を必要とする職員にとって、いわば、玄関（ポータル）の役割を果たすものです。また、
 も実施しています。

平成23年度には、J・NET ポータル用サーバを更新して最新の機器を導入するとともに、各種設定の見直しを行いましたので、ポータルの起動のみならず、さまざまなコンテンツを利用する際のレスポンスが相当向上したものと考えています。

また、平成24年度には、裁判官を含む全職員が閲覧できる新たなコンテンツとして「書記官事務の整理」が設けられており、今後もJ・NET ポータルが各種業務の基盤として利用されるよう、更なる充実を目指していきます。

(8) 情報セキュリティの職員への意識付けについて

増子企画調査部長

情報セキュリティの職員への意識付けについてお聞かせください。

中尾情報政策課参事官

ITの急速な進展に伴い、職員が取り扱う情報の量も増えている中、
 情報セキュリティに対する新たな脅威も現実化しており、情報セキュリティ対策の重要度が増しています。

一方で、(1)イ記載のように小型記憶装置等の紛失など職員の情報セキュリティの意識の欠如を起因とする事案が少なからず発生しており、これまでの情報セキュリティの職員への意識付けは十分とは言えず、意識付けを強化することは裁判所の重要課題の一つであると認識しています。

職員に対して情報セキュリティに関する基本的な理解を促進し、情報セキュリティの重要性を意識付けるためには、あらゆる機会を捉えて根気強く、粘り強く指導を繰り返していくことが重要であると考えています。

具体的には、採用時のフレッシュセミナー、情報セキュリティ研修、情報処理研修等の研修やミーティング等の機会を通じて、実際に起こった情報セキュリティに関する事故事例を題材に、個々の職員だけでなく部課室全体で情報セキュリティの必要性・重要性を話題にし、理解を深めてもらうとともに、高地家裁の情報化関連業務部署との連携を図りつつ、毎年実施している情報セキュリティ対策の自己点検や情報セキュリティ監査等の機会を利用して、職員の情報セキュリティに関する意識を高めていきたいと考えています。

9 東日本大震災への対応状況について

増子企画調査部長

東日本大震災から2年あまり経過しましたが、現在の状況はいかがでしょう。

小野寺総務局第一課長

東日本大震災の発生から2年あまりが経過しました。

被災庁においては、震災に関連する法的紛争を抱えた被災者への対応の一環として、地家裁の各種裁判手続の窓口を一本化するなどの取組も行われました。また、最高裁判所としても、被災庁における事件処理の支援に努めてきたところです。

震災以後、民事事件については、全国的な事件動向と比較して、低い水準にとどまっております。また、家事関係は、全体として申立数に大きな変化はありません。もっとも、最近では、被災地の復興事業に伴う用地取得のために、財産管理制度の活用が進められつつあるなど、情勢に動きもあるところで、今後の事件動向を予測することが難しい状況にあります。今後とも、裁判所全体が被災地における事件等の動きを注視し、適切かつ機動的に対応していく必要がある中、書記官においても、必要な事務処理を迅速に行うなどして、状況の変化に応じた適切な対応が求められることとなります。

増子企画調査部長

予定していましたすべてのテーマについてお話を伺うことができました。本日は、お忙しい中、長時間にわたり御回答いただきまして、ありがとうございました。

古瀬事務局長

以上をもちまして、座談会を終了させていただきます。閉会に当たりまして、佐藤会長から御挨拶を申し上げます。

佐藤会長

本日は、お忙しいところ、日本書協会員のために各局課で今取り組んでおられる各種施策、その問題点等について詳細にご説明いただき、ありがとうございました。非常に有意義な座談会になったのではないかと感謝申し上げます。事務総局の皆さまには、引き続き、御支援・御厚情を賜らんことをお願いしまして、終わりの挨拶といたします。本日は、ありがとうございました。